

特定受託事業に係る取引の適正化等に関する法律案 (フリーランス保護新法)

東京六本木法律特許事務所
弁護士 木下駿

1 はじめに

新型コロナウイルスによるリモートワークやクラウドソーシングの浸透等が後押しし、日本ではフリーランスとして働く人口が増加してきています。国は、こうした我が国の状況を背景に、個人が事業主から受託した業務に安定的に従事することができるような環境を整備するため、特定受託事業者による業務委託をする事業者に対し当該業務委託に関する事項等についての明示等を義務付ける措置を講ずる法律案として「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」(以下「法律案」といいます)が令和5年2月24日に国会に提出されました。本稿では、法律案のポイントと実務上の対応について解説します。

2 対象となる当事者・取引の定義

厚生労働省が発表している法案に用いられている用語の定義は以下のとおりです。

「特定受託事業者」：
業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの

「特定受託業務従事者」：
特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者

「業務委託」：
事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託すること

「特定業務委託事業者」：
特定受託事業者による業務委託をする事業者であって、従業員を使用するもの
※ただし、「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。

3 法律案のポイント

法律案のポイントは以下のとおりです。

【特定受託事業者に係る取引の適正化について】

- (1)事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合、委託者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法によって明示しなければなりません。
- (2)特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければなりません。
- (3)特定受託事業者との業務委託に関し、以下に挙げる①～⑤の行為をしてはなりません。また、⑥⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはなりません。
 - ①特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ②特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

【特定受託業務従事者の就業環境の整備について】

- (4)広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。
- (5)（継続的業務委託¹の場合）特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければなりません。
- (6)特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければなりません。
- (7)継続的業務委託を中途解除する場合には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し、予告しなければなりません。

¹ 別途政令で定められる期間を超えるものを言います。

4 法律案の解説と実務上の対応

独占禁止法や下請法は取引の相手方が個人であっても適用されることから、フリーランスと事業者との関係においても適用することが可能です。よって、上記法律案のポイント(1)(2)(3)で禁止されている行為については独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たり、また下請法上の義務違反にもなりえます。法律案では独占禁止法上の「取引上の地位が相手方に優越していることを利用」といった制限がなく、下請法上の発注者が資本金1000万円以上の法人である場合という制限もないため、法律案はより広くフリーランス全般に適用されるという点において意義を有すると言えます。フリーランスは資本金1000万円未満の事業者と取引をすることが多いですから、その意味でも、法律案の持つ意味大きいと考えられます。

ポイント(4)(5)(6)については、フリーランスが事業者でありながらも働き方としては労働者に類似する側面もあることから、労働者類似の保護を及ぼしたものとと言えます。

法律案の内容は今後大きな変更なく施行されると考えられます。施行された場合、フリーランスに委託する事業者は独占禁止法や下請法に違反するリスクの検討に加え、法律案に違反することがないかの検討も必要になります。また、フリーランスに対して、自社の従業員と同様に育児介護による休暇やハラスメントの防止等の配慮をすることが必要になります。具体的な措置として、フリーランスの委託に関する契約書や募集内容のフォーマットを作ったり、マニュアルを配布するなどして、施行された法律の内容について社内に周知し、遵守するよう呼びかけるなどが必要になります。

法律案に違反した場合には、公正取引委員会、中小企業庁長官、厚生労働大臣といった機関から助言、指導、報告徴収・立ち入り検査、勧告、公表、命令を受ける可能性があり、命令違反や検査拒否に対しては50万円以下の罰金に処される可能性もあり、注意が必要です。

5 まとめ

法律案は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。今後、国会で議論の後、修正される可能性があり、今後の動向を注視したうえで、施行された場合にはリスクヘッジのため迅速な対応をしていく必要があります。以上、簡潔になりましたが、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案についてまとめさせていただきました。今後の皆様の参考になれば幸いです。